

## 「センター活動に役立てば嬉しい話」

日本弁護士連合会民暴対策委員会 元委員長  
弁護士 深澤 直之 氏

ご紹介いただきました深澤です。どうぞよろしくお願いたします。

普段は暴追センター及び警察の方々に、弁護士会と委員会と弁護士が大変お世話になっておりまして、ありがとうございます。また非常にプレッシャーを覚えるこういう真面目な都道府県の暴追センターと警察官の方々が集まっているところで、暴力団排除対策官等の皆様方が非常に立派なご発言をされたあとに、ちょっとおちゃらけた話をするのが私です。堅苦しい、難しい話はできないものですから、その点をご容赦いただきたいと思います。

まず「役立てば嬉しい話」ということをタイトルにしたのですが、全国センターの相原担当部長から、ぜひセンター業務に関して言いにくいことを言えと、こういうきついご注文もございましたので、まずお役目を果たしてしまいたいと思ったのがレジュメ1の①から⑥までです。

1つ目の①です。まず道仁会の久留米での組事務所使用差し止め訴訟等から学んだことを皆

さん方に申し上げなければいけないということです。

不動産取引の斡旋・仲介・クリーニング。こういうことができるのかどうかは別にして、私が相変わらずのいい加減な思いつきで申し上げます。暴力団排除は、相手が暴力団と知っていようがいまいが、暴力団と関係をもって取引をしたとか、関係したとかということが明らかになったら、もうその企業や個人は暴力団排除との社会の要請に基づいて市場から排除されてしまう。これが現実なのです。

そういう時にどういうことがあるかです。久留米市において、当初から市の行政が非常にしっかりしていて積極的に乗り出して基金が設けられた。ということで、最終的に昨年和解が成立して、市がきれいにした土地を買ったということで落ち着いたわけです。

しかしどうでしょうか。私の望みとしては、ここにこそ、全部行政が買い取れるわけではございませんので、ぜひそういう時にセンターが仲介や斡旋、クリーニング、ロンダリング等の

お役目を果たすべきですし、また果たすことが必要とされているのではないかと。こんな勝手な思い込みをしたわけです。

社会としては、暴力団の組事務所に住民が一刻も早く立ち退いてほしいと思っているさ中に、企業としても町の中心街であれば、市の活性化を図るためにろくでもない連中がいる組事務所を明け渡してもらって、市の活性化、町おこしのために拠点として立派な企業に買い求めてもらって組事務所と代わってほしい。でも企業側では、暴力団の組事務所を買うとなったら、いったんクリーニングに出した清いものでないと暴力団と取引はできない。このように思い込んでいるわけです。

ですから、それはセンターとして「買ってでもいいんだよ、何々会社さん」と、こんなお墨付きとか、お墨付きまでは難しいかもしれないけれども、それに近いようなものを出していただくと、喜んで買っていただけるのではないかと思います。

そういう買い手が出ない限りにおいては、組事務所はずっとそこにあるわけです。しかしながら、彼らに利益を供与してはいけないとか、資金が落ちてはいけないとか、それを非常に懸念しているのが大多数の企業だということです。

そうすることが、センターと

して暴対法上難しいのであるというならば、ぜひ、民暴委員会の弁護士あるいは相談委員等に相談してください。またセンターにおきましては、非常に多数の地元の実力者をご存知なわけですので、そこはセンターが仲介や斡旋に乗り出すことをお考えいただくと、それこそ寄付金や賛助会員も増えてよいと思った次第です。

また「高齢者の積極的な活用を」「お互い様」と書いたのは何かという、道仁会訴訟の時に椛島修先生という弁護団長のお話を聞いて気付いたのですが、原告住民の代表者として、名前が出てよい、住所を教えてもよいと言ってくれる方々が何人かいらっしやいます。少なくとも6人以上はいらっしやって、皆さん全員が「暴力団にやられてもいいんだ、もう年だから。地域や社会のお役に立てる、そんなことで貢献できるなら、喜んで代表になる」などとして、皆訴えています。その方々はみんな高齢者。高齢者の活用をということを私は申し上げたいわけです。

特に65歳を過ぎますと、世のため人のためになりたい。家の中になかなかいられないのが男どもですので、図書館でブラブラ、あるいは公園でブラブラ。時間はいくらでもある。でもお金があまりない。そういう時に

少しでも人のためにお役に立ちたいと思っている方々は多いのです。また余命いくばくもないから、少しくらい体を張って社会貢献したいと。(笑) こういう方々を活用しない手はないのです。地域の安全のためにぜひ役立っていただこうじゃありませんか。

またおばあちゃん。これは皆さん方もご存知のように、男性よりも女性のほうがはるかに肝が据わっているわけです。おばあちゃんを活用しましょう。そういうことが「お互い様」。お年寄りも皆さんに感謝される働きができてお役に立って、またこちら側も助かる、というところなのです。

また②賛助会員についての宣伝、会費、提供される反社情報についてです。まず皆さん方が提供されている反社情報、先ほどもお話がございましたが、新しい情報に非常に偏り過ぎているなど。弁護士の意見を聞きますと、古い情報もぜひ提供するという要望が非常に強いことを伝えておきます。

また会費ですが、5万円。高い。弁護士の会員の方から、5万円、ベテランはいいが若手会員の負担が大きいという意見がありますので、そこは年齢制限あるいは所得制限、そういうところを斟酌して、1万円だったら若手会員の弁護士会員ももっ

と多く入れるのではないかとこのところでは、差別化をして会員のランク分けということで、ちょっとお考えいただけたらと、より多くの賛助会員が募れるのではと思っているわけです。

また私は東京都の暴追センターの原代表と親しくお付き合いをさせていただいていますが、賛助会員制度ができたという話を代表からお聞きしたのは、ほんの昨年です。それほど東京都においてさえも宣伝が行き届かない。ここを強調したいのです。ぜひ入ってという勧誘を積極的にもっとしてよいのです。センターの皆さん遠慮しすぎです。

よくお話しさせていただくのですが、弁護士に市民が相談をすると金を取られる。警察に行くには敷居がちょっと高い。暴追センターこそがフラットに話を聞いてくれるシタダだと。こういうところがありますので、ぜひより多くの宣伝をしていただきたいと思います。

また情報についてですが、これは皆さん方にご案内のとおり、警察が記者会見、要するに記者にプレスリリースする時には、どうでしょうか。かなり詳細な情報が流されているわけです。

しかしながら、地方紙において地元の情報が新聞社の記事になる割合は4割くらいだという統計が出ていていると聞いています。また全国紙においては2割くら

いにしか記事にならない。なったところでほんのわずか数行。小さな記事でしかないです。「暴力団幹部が」くらいの記事でしかないわけです。

ぜひプレスリリースしたわけですから、そういう情報を皆さん方のセンターの情報としても落ちてきて、それが少しでも、先ほどの対策官のお話のように、必要とされるならば、また要件にかなうならば、より詳細なものが市民や企業に流されていってよいのではないかと思います。特にセンターの情報入手口を、プレス発表まで広く太くすることを考えなければもったいないということを生意気ですが申し上げさせていただきました。

また③、離脱途上者の集会と成功体験談、表社会との接触です。実態をよく知らないで、先ほどの道警の方のお話を聞いておりましたが、暴力団離脱者社会復帰支援対策協議会だとか、あるいは暴力団離脱者対策協議会、あるいは社会復帰協議会。こういう名称は結構です。結構ですが、自分自身がそういう離脱者の身になってお考えいただきたいということが1つです。

ネーミングが堅すぎる、悪すぎる。離脱者。暴力団。自分がその場に立ったと仮定してみて、更正しようとする暴力団員が、100分の1くらい、もっと少ない確立かもしれませんが、自

分が悔い改めて、これから出直そうと考えている人が「暴力団」だとか「離脱者」だとか、ただでさえ人の目を気にするのに大きな看板で銘打たれたら、なかなかその団体は敷居が高いのではないのでしょうか。

ネーミングを考えましようというところで、これも『警察学論集』の今月号に中川正浩、警大の大学教養部長が書かれていることから気付きました。「リカバリー教養の思想と方法論試論」ということを書いていらっしゃると思います。失敗や失敗談を糧に成長を促すことが、警察官の教養・教育として大事だと説いているわけですが、何もこれは警察官だけに当てはまることではございません。離脱者にも、一般の企業の企業人教育においても非常に重要なことです。これはすべてに通ずるわけです。

ですから、ネーミングが悪すぎると、こんなことを勝手に申し上げましたが、ではどういう名前にしたらよいのだ。そこですが例えばの話、「リカバリーの会」だとか、あるいは「リ」も余計ですから「カバリーの会」とか。(笑) そういう非常にフラットなネーミングにして集会にも参加しやすい工夫をして、そういう人たちが集まって、お互いに「俺はこういう苦労をしたんだ」と。まずは成功体験から。こういう失敗や苦労をしてきた

けれども、今こうやっている、  
ハッピーな生活が送れていると。  
そういう話をOBの成功者にして  
いただいで話をする。

あるいは、世間から後ろめた  
い目で見られている。そういう  
ことを意識しているのが彼らで  
すから、そういう小さな悩みで  
あっても聞いて、「自分もこれこ  
れのことか心配・不安」などと、  
不安や心配を言い合え、聞き合  
えるということが大事かと思  
います。

どうしても皆さん方は警察官  
らしい、真面目すぎる警察官で  
ある方が非常に多数ですので、  
「おいお前、しっかりやってん  
のか」。こういう上から目線で言  
われると、ただでさえ組長から  
どやされてきている連中ですか  
ら、それはちょっと

「おもてなし」がなっていない  
ように思えます。(笑) ぜひ下か  
ら目線でケアしてあげる。「あげ  
る」ということもあまり良い言  
い方ではないかもしれません。  
そんなところを、心遣いをして  
いただくと、オリンピックに備  
えていいかなと思います。

また次は、「ブラックではない  
お墨付き」です。これは佐賀暴  
追センターの先ほどのお話にご  
ざいました。佐賀の弁護士会の  
弁護士がこの企業においてはブ  
ラックではないと。そんな「お  
墨付き」を与えたわけです。

しかしながら、その反対、ブ  
ラックだと言われてしまった企  
業について、反社情報のデー  
タベースをのぞいていくと、メ  
ガバンクや、どこの企業もみな  
そうですが、いったん黒いとい  
う墨が付いてしまうと、その墨  
はクリーニングしたと本人が思  
っても、言っても、白だとい  
う認定には変化しないのです。

反社情報だとして、デー  
タベースの中を見ると、非常に  
広くグレーゾーンのグレーの墨  
がずっと付いたままです。それ  
が、グレーと認定されたままの  
被害、悪の集団企業として報じ  
られたマスコミ等の被害に遭っ  
ている人、企業、先ほどの対策  
官のお話にもあるように、そう  
いう方々が現実にいるのです。  
そこでこの問題にはぜひセン  
ターなりが乗り出して行って、「  
この人は違うよ」と、活躍の場  
があると思いました。そこまで  
断言できるのは非常に難しい  
という顔をする方ばかりです  
ので、センターの観点からしっ  
かりやっている人や企業につ  
いては、「今調べた時点では、  
そういう黒い墨は付いていない  
ように思われる」。そのような  
意見表明が出されていくと、  
非常に世の中どんどんクリー  
ニングが効いていってよいか  
と。そんなことを勝手に思っ  
たわけです。

センターとしてそんなことは  
できないということであれば、

それこそセンターの相談員になっている弁護士あるいは民暴委員会、そういうところにやらせる、やってもらう。そういうことまでやっているよ、とアピールしたり離脱途上の者への気遣いもよいかと。また余計な仕事を増やしやがってとお叱りがありそうなので、ごめんなさい。そういうお叱りはごもっともですが、センターを有効活用頂きたい思いからですので、ひとつよろしくということです。

また④平穏が阻害されている地域への啓蒙活動、繁華街・学校。こう書きましたが、これは何が言いたいかということ、個別の具体的な名前を申し上げて申し訳ございませんが、『ヤクザが店にやってきた』という本をお書きになって映画化もされた宮本照夫さんと時々ご一緒させていただいているわけです。

例えばの話ですが、某神奈川県某川崎市。「某」を付ければちょっと和らぐものですから、「某」を付けます。そちらの駅前、ほとんどが組事務所が多かったり、組の関係の営業者や店が多かったり、議員などにおきましても、ろくでもない議員、要するに暴力団と関連するような人たちが多数、地域を汚染している。そういうことを昔からおっしゃっています。それが一向に良くなならない。そういうところをクリーニングし始めるの

も警察ですし、暴追センターの役割ではないでしょうか。そういう地域の人たちに対して、もっともっと啓蒙活動をしていく必要があるはずで。各都道府県の市町村、この場所、このポイントは、そういう地域だよねと。皆さん方、その地域、地域の事情は当然に、みんなご存知です。それをそのまま放置していて、そのままではよいのでしょうか。いいわけがありません。

そこはぜひ市民の目をもっと意識させる。耳をもっと意識させる。そして口をもっと意識させる。何が言いたいかということ。「市民が反社会的勢力と闘う」と言っても、別に暴力をふるって力を込めて暴力団と闘うわけではないのです。市民が闘うということは、耳と目と口を鋭くさせて、「あそこのあの人はこういうことをしている」と、そういう情報が一刻も早くしかるべき機関、センター等、警察等に伝わること。これが本当に市民一人ひとりが暴力団と闘うことではないのでしょうか。まるで防犯カメラのように、否、防犯カメラ以上に市民のそういう情報力の活用には、ぜひセンターの方々が注力していただきたいと勝手に思い込んでいますので申し上げた次第です。

これは全国共通かどうかわかりませんが、東京都に住まいをしていますと、よくごみ収集の

トラックの後ろなどに、昨年オープンしました歌舞伎座の歌舞伎の役者の隈取をした鋭い目がカラーになって貼ってあるわけです。「悪さは許さないぞ。見ているぞ。市民一人ひとりが悪事を見ているんだよ」と、そういう警告のラベルが貼ってあります。あの気付きというか、あの犯罪抑止効果は非常に高いと私は思います。

ぜひそういう意味で、市民が闘うというのは耳と目と口を鋭くすることだと。まさに中村吉右衛門の演ずる「鬼平犯科帳」の勘働きの勘を鋭くする、市民の五感、市民の勘を鋭くさせるのが皆様方のお仕事ではなかろうかと思えます。そのためにもぜひ歌舞伎座に一度足を運んでいただけたら、奥様孝行にもなるなということで、昨年4月に開場した歌舞伎座にも足を運んで頂きたいと、宣伝も入れさせていただきました。偉そうな上から目線と思われるようなつまらない話をしていると、コマーシャルも入れないといけないものですから、よろしく願いいたします。

また⑤市民の側に立っての思考と気遣い気配りの欠落。皆さんは役人やそのOBですから、どうしてもサービス精神が企業並みにはいかないのです。申し訳ございませんが、少しは企業のサービス精神を汲み取って

ただきたいということを申し上げたいと思います。

どういうことかというと、怖い思いをして、恐怖感にさいなまれて、思い切って暴追センターや警察に駆け込んできているのが市民です。それに対して、「大丈夫だよ。やられっこねえから、こうやれや」。こういう指導だけはお止めください。「一緒にこうしようよ」と、一歩も二歩も前に出て、肩に手を当ててくださって、一緒に歩む。「それは規則上できません」ではなくて、気持ちの上でも、少しでも一緒に訴え続ける。相談者と一体となる、ということをお心掛けていただきたいと思います。

ちょっと言いにくいことをズバリ申し上げてしまいますと、私はPGAの監事をやっております。昨年のPGAの不祥事。副会長の前田新作。某前田新作と（笑）、九州の某阪東忠義理事というプロゴルファーが道仁会の小林会長と飯を食ったり、2回もプレーをしている。そういう不祥事を起こして大変ご迷惑をおかけしています。

去年2月にPGAでは、公益法人になるというので、暴排宣言をさせていただいて、私も暴排講習を15分間やって、問題の2人もすぐその場で聞いていたのです。にも拘わらず、その後不祥事を起こしたのですから、悔しくて悔しくて。という

のはこっちへ置いておいて。

そういうことがあって、91名の代議員から理事全員が辞任をして、今年2月に選挙ということになっています。

ついこの前、1人のPGA会員のプロゴルファーがPGAに電話をかけてきて、まずはお子さんとお母さんのレッスンをゴルフ練習場でやっていました。そこはよかったです。そのうち親父がくっついてきて、どうも親父に連れ添って来ている子分みたいなのがいるから、おかしいなと思って車のナンバーを練習場の経営者が調べたら、ヒットした。ヒットしたら、今のご時勢ですから、プロゴルファーのPGAの会員としては、某前田新作のようなことになってはいけません。暴排宣言をしていますから、断らなければならない。でも怖いので警察に指導してもらおうと思っていたわけなんです。そう思って警察署に電話を入れていった。こういうことで、今レッスン生として来た人が暴力団員だとわかった。「どうしたらいいのでしょうか」と聞いたら、その警察署の刑事さんが「普通のお客さんと同じように扱ってください」。こう言ったというのです。

何それ。早くパクる準備をしているのかと思ったら、違うのです。ただそれだけの指導なのです。だから「暴追センターに

相談に行きなさい」と言ったのです。そうしたら暴追センターに相談に行ってくれて、ご指導をちゃんと受けたということです。

たまたま私がそのゴルファーから聞いた話ですが、暴追センターのご指導というのはどういうものだったかということ、そのゴルフ場経営者と相談をして、暴排条項、「暴力団お断り」「レッスンをさせません」「入場お断り」という札を掲げて、規約を作って、断りなさい。こう言われたということです。「そのとおりにします」と言っていました。私は心配だったので、その方に慌てて電話を入れていって、どうのご指導でしたかと言ったら、そういう回答でした。

でも、もし規約を作ったり看板を作ったりしている間に、その暴力団員から「おい、俺、ゴルフのレッスンの予約入れるから頼むよ」。こうやってゴルフのレッスンの予約が入ったらどうするつもりでしたか聞いた。「どうしたらいいんでしょうか」と。案の定、その方としては、一般市民としては、まだ心配なのです。そういう時は、深澤という監事から「お断りです」と言えと言われたというふうに、あるいはPGAの会員としては、ゴルフを暴力団に教えないという規約になっているので、はっきり「お断りです」と



言いなさいとアドバイスしたのです。「PGAの会員としては、PGAからそういう指導を受けているから、『やめます』『お断りします』と言いなさい」と、そのように申し上げた次第です。

だから時差があっても市民は皆さんと違って暴排のプロじゃないんですから、不安を抱かせたまま「やればいいじゃん！」の放置ではいけないということを申し上げたい。不安におのいてきている方ですから、一瞬たりとも緩みがあってはいけません。そういう緩みを埋めてあげて、もし電話がかかってくるたら、もしやって来たらどうする。行き届いた指導までして、そういう一抹の不安まで払拭してあげるのがセンターの務めかと思ったわけです。

ぜひそういう意味では、相談者に対しても、また離脱者に対しても、気遣いや気配りや皆さん方からの積極的なフォローを。向こうからの応答を待って来ないのです。なかなか相談し難い、こんなことを聞いて良いのか不安、敷居が高い。だからぜひこちらから呼びかけて、観音様の手を差し伸べるようにして、「その後どう？ 大丈夫？」。この電話の1本をするだけで、いかに寄付金・賛助金が集まってくるか。(笑) こういうことのみならず、頼りになるセンターだなど、頼りになる警察

だなど思っていただけではないでしょうか。そういうサービス精神をぜひお持ちいただきたい。生意気なことを申し上げました。

また⑥反社情報でヒットしないからイコール白じゃないことの啓蒙。企業の多くが、反社情報にヒットしていない。いいんですよね、取引しても、と考えやすいのではないのでしょうか。とすると、どうなっちゃう？ 企業指針に明確に書いてあるじゃないですか。疑いを持った時点で遮断。そこまでもっともっと告知をしていく必要があるのではないのでしょうか。ただし今村対策官のお話の制限というところも当然意識の上でということだろうと思っています。

また④のところでもちょっと飛ばしましたが、そういう地域を含めて組事務所の明け渡しや使用差し止めという住民運動をやっている場所においては、例えばの話、今までたくさんの資料があるわけです。例えば浜松の一力一家の映像もあるわけですし、道仁会の映像もあるわけですし、また道仁会訴訟の時ににおける久留米支部の暴力団を畏怖して暴力団に与するような裁判官、某有吉一郎というとんでもない裁判官の例もあるわけです。そういうネタをいっぱい勉強して、こういう講習会で勉強してお持ちの皆さんですから、そう

いう事例を映像、音声、いろいろな手段を講じて、地元のこれから闘おうという住民運動の方々に対して見せてあげる。それは非常に有効ではなかろうかと思えます。こういう資料を活用しないのはもったいないことだと思います。

2、暴対法施行記念漫画『民暴の鷹』と書きました。平成4年、暴対法が施行された時に、今の愛知県暴追センター理事長の村橋泰志先生が、その漫画の「あとがきに代えて」というところでこう書いています。

「暴力団は弱い者の敵、無法は許せない。弱い者いじめは罪悪。暴力団とは闘うべきだ。警察、弁護士、暴追センターのみならず、市民や企業のみみんなが暴力団に対してはスクラムを組んで暴排の『民暴の鷹』となろう」と書いていらっしゃる。

これを先ほどの深澤流の話と結び付けさせていただくと、反社会的勢力への五感を市民一人一人が研ぎ澄まして、反社会的勢力の情報の収集・告知・共有化を、嗅覚、聴覚、視覚などの五感をフルに鋭く澄ませて『民暴の鷹』になってもらうことで利用しようではありませんか。これが市民にとっては、一番大事な、市民が闘うということではないかということをお願いしたかったのです。

次に3のところですが、私は

昭和49年に弁護士登録をして今年で41年、弁護士をしています。そのうち35年以上が民暴の仕事に関与してきたわけです。昭和55年頃から組事務所を新宿にあるビルからどんどん追い出して、20箇所くらいの組事務所を一人で、裁判所を利用して明け渡しをしていきました。

そんなことをやっていった中で、最初の頃は私もまだうぶな時期がございました。当然、内容証明郵便の送付効果についても気付かず、内容証明郵便をろくでもない連中に出していくと、すぐにやつらから電話が掛かってきたり、乗り込んできたり、怖い面があるのではないかと心配もしていました。まだかわいい子どもだったうちの子や、まだ若くてかわいかった奥さんに危害が及ぶのではないか。そんな恐怖感でいっぱいになり、歯を食いしばってねじり鉢巻きをして奴らからの接触を身構えて待ち構えていた。

けれども、事務所にも自宅にも何も悪さもなくて、ほとんどが黙って悪さがストップしてしまった。そういう内容証明郵便の絶大な効果を初めて、弁護士登録をして6年目くらいで体験から学んだわけです。

そういうことを図に描いてみたのが、「弁護士業務対応についての『ミンボー・ストップピラ

ミド』です。三角形の富士山の絵をご覧いただきたい。市民の皆さんがご相談があると来た時に、この三角形の図のように、ほとんどが6合目、7合目くらいのところで、皆さん方の指導によって不当要求行為は止まるのです。背景に警察が付いているし、大丈夫ですよ。こうやって、拒絶しましょうと。こういう図を示しながらご指導いただくと、より分かりやすいかなど。

それでもかなわない場合に、真ん中の6合目から9合目くらいのところの弁護士あるいは暴追センターが代理人として、内容証明郵便を送付することによって、ほとんどが止まるのですよ。

長時間かかって、高いお金が必要な裁判手続きはほんの最後の9合目以上のところに示されている、極めて希なケースでもっともっと少ない。ほんのわずかな部分でしか訴訟ざたにならないのですよ。こういうことをまず図示して、お示しいただくと、費用の面からも市民は安心されるのではないかと思って、このピラミッドを、もしよろしかったらご活用いただきたいと思って、著作権を放棄してここにお付けしました。(笑)

またもう1つ著作権を放棄したのは次の四角の図です。企業の反社対応マトリクス図。これ

は某パナソニックさんの提供です。某パナソニックさんが使っていていいということで、私がちょっと工夫を加えてみた図です。平成19年の反社指針に書かれている内容を明示したのがこれです。

たとえば左側の「属性」。属性において「一般」、ホワイトな人たちにおいては、真摯・誠実対応で親密な関係を維持しましょうと。ただし、反社会的勢力の属性であれば、拒否・拒絶・関係遮断は当たり前です。そして一番下の「行為」から見ていくと、一般人、妥当な行為であれば、それは真摯対応をするのは当然のことです。ただし不当要求行為であるならば、それは拒否・拒絶するのは当然です。一般人においても、それは拒否・拒絶をして、関係遮断をしていくべきです。そして反社が不当要求行為をやったら、拒否・拒絶は当然です。そういうことのマトリクス図。非常にわかりやすい反社指針を導けるかなと思ったので、これも某パナソニックさんが使ってよいと言ってくれますので、著作権を放棄してご活用いただければということです。さすが、某パナソニックさんですので、家電製品等をご愛顧のほど、よろしく願います。

また次の、ちょっと三角形については、はじめて「行政対

象暴力」が扱われた平成13年かの島根県で民暴大会が開かれた時に、この「クレームのトライアングル」を協議会で発表させていただいたものです。

一般の皆さん方は、反社から不当要求行為を受けると、当然講習を受けていますので、「お断り」と明確に断ります。しかし反社会的勢力は断られたらどうするかというと、皆さん、一般市民や企業が頭の上がない役所や得意先に対して日々ろくでもないことを言い付けに行くわけです。そうすると、役所や得意先から不作為・作為を問わず一般の皆さん方や企業に対して例えば、「何とかして下さい」などとして、不当な圧力がかかるわけです。この圧力に屈服してしまって、一般の皆さん方が反社の不当要求に応じていくという、これが「クレームのトライアングル」、「クレームの圧力関係」と名付けているものです。こういうものがございます。

これは今いらっしゃる皆さん方に置き換えても同様です。皆さん方は首長や議員、上司に対し、どうしても頭が上がないわけです。例えば、議員からの不当な口利き行為、そういうところからの不当要求に屈服してはダメ。組織であればこういう三角関係は必ずあるものですから、屈してはならないとしてこれらもご活用いただけると、特に

クレーマー対策には有効だということで、著作権を放棄してお使いいただくならどうぞ、ついでにご紹介しておきます。

今日また特にお話ししたいのは、私の5、民暴対策活動ということです。偉そうな話をしてきましたけれども、中川正浩さんの先ほどの論考を読んで感心しました。そこで、実は「深澤さんはどうしてこんなに危ない仕事に走ってしまったの？」と、小・中学校の同級生からよく言われることが多いのです。そこで胸に手を当てて、どうしてなのかと考えてみました。それでやっと思い出しました。あの優しく、どちらかというと泣き虫だった深澤君がなぜそんなに危ない橋を渡るようになってしまったのと、老いてきてやっと気づいたのです。

これは今、ごんげします。私も中川さんがご指摘になるように失敗談があります。弁護士登録をして5年目くらいの時に、某裁判所に事件担当で通いました。そうしたら、その相手が精神障害者で、登山ナイフを持って書記官室に乗り込んだという事件がございました。そういうことは、当然関係者である私の耳にも入って、気を付けてくださいと、そんな話になってビクビクしながら私も出廷していくわけです。本人訴訟ですから、相手方は本人が出てくるわけで

す。

そういう時に、裁判所の帰りがけ、検察庁の前でその相手からビニール傘で目を刺されそうになったのです。当時まだ美青年でウブだった私は、ここは笑うところですが（笑）、傷付けられたらかなわないということで、検察庁の前でそういう脅し行為からの難からはなんとか逃れましたが。

そういう怖い思いをした以上は、当時仕えていた弁護士事務所のボスに対して、もうこれ以上私としては裁判所に行けません。怖いと。そうだだをこねて、以降その事件から降ろしていただいたわけです。それが非常に悔しくて、悲しくて、という非常に悔しい思いがあって、いつまでも頭に残っていて、こんな無体なことは許されてたまるか、冗談じゃねえと。そう思って、その悔しさを糧にして、こんなやつらに負けてたまるかと思ひ込んだわけです。そこに私の民暴の原点があるのではないかとやっと最近気づいたわけです。

ですから、皆さん方をお願いしたいのは、私は今ざんげしたように、市民一般が‘助けて’と皆さんを頼ってくる、真っ暗闇に光る最後の灯台だと思切って頼ってくる弱い市民や企業人に対して、「やれば怖くないんだよ」「こうすりゃいいんだ

よ！」「もう怖い目になんかあわないから大丈夫だよ」ではなくて「俺だってこういう思いをしたんだ」「こんなへまをやったけど、こうなんだよ」「こんなことで負けてたまるか」。そのようなやり方でエネルギーを注入していただきたいと思います。

私の知人のある検事さんも、飲んで雑談をしていたら、「俺だって繁華街でろくでもないやつらに囲まれて、カツアゲされた」、「検事のバッジは付けてなかったからよかったけどな」と。検事でも怖いときは怖い。こういう失敗談も起きているのですし、皆さん方、みんな成功者ばかりではないはずです。そういう小さな、何でもいい、市民を安心させるための造り話でもいいんですよ。怖くて固い顔をして対応してくれる頼もしいプロの皆さんが、失敗談を話すことで、本当に胸が開けて、「あ、この刑事さんもそうなんだ」というふうに市民は安心してくれるはずです。また「俺だって怖いんだよ。かみさんが」。そういう話も（笑）同調してもらえるはずです。そういう共感を持ってもらうことが大事かと思ひます。

またこれは中川さんが書いているところから引用します。弁護士においても法律用語をありがたい経文や呪文のように使う弁護士。ありがたいお経みみたいで、それはいいかもしれませ

が、市民にとっては何を言っているのかわからないのです。ぜひ皆さん方も笑って、特に今日来られている方は目が笑っちゃいない。ぜひ目までも笑うように市民に微笑んでいただくことを心がけていただいて、小学生にも理解できるように、分かりやすく、分かりやすい言葉で説明していくことを心がけて、被害者対策あるいはケア、あるいは社会復帰ということについてのバックアップをしていただけたらありがたいと思います。

8、恐怖感の払拭作業。偉そうにまた釈迦に説法ですが、暴力団の定義から、ぜひ暴力団は怖くないというところを市民に説きほぐしていただきたいということです。

暴対法の指定暴力団の定義です。まず暴力団が威力を利用して資金活動をしている、構成員は凶暴な犯罪歴保有者が多いし、そして盃事でピラミッド、組長を頂点にして悪い事をして金を稼ぐという仕事する連中の集まりだという定義です。

一言でこれを言ってしまうと、暴力団という人たちは集団で悪い事をしてお金儲けをしている人たちだということです。だから金にならないことは本来、基本はしないのだと。そして、トップに迷惑がかかるようなことはしないのだと。そしてむやみに暴力を振るわないのだと。そ

して一人では弱い人たちだから群れて団になっているのだと。このような、要するに暴対法の定義を援用しつつ、彼らの実態はそうなのだから、むやみやたらに襲ったりはしないのだと。顔に泥を塗ったりして、けんかを売らない限りは。そういう説明をしていただくと、市民にはより分かりやすいかと思います。

また暴力団も怖い、弱い人たちなのだと。だから某佐村河内なんとかという人に明らかなように、あれは暴力団ではないでしょうけれども、サングラスをかけてひげを伸ばしている人は、やはり自分が弱いからああいう格好をしている。暴力団員もやはり弱いから群れているのだと。そういうことを理解していただく必要があるのかなと。

また彼らも勉強して、テストまでして、組長に迷惑がかかったら大変だといって、一生懸命及第点を取ろうと思って努力して勉強しているわけですよ、と。ですから、今この時世に何かトップに迷惑がかかるようなことはしないのですよ、と。そこも教えてあげる必要があるのではないのでしょうか。

だから、一般の方々は徐々に相手を怒らせずに穏便・円満になんとか関係を切りたい、あるいはお断りをしたい、このように考えていますが、それも間違いだと。切る時はスパッ。お断

り、はっきりノーと言えればいいのだと。ズバリ教えてあげていただきたいと思います。

9、某山一証券での総会屋排除活動現場から学んだことを申し上げます。

某山一証券に伺って、総会屋排除の特別チームが一般社員10人くらいで組織された時の思い出がございます。彼ら優秀な証券マンが全国から10人集められましたが、10人が10人ともこう言っていました。「俺たち何も悪いことはしていないのに、ミスってもいないのに、なぜこんな危ない部署に配属されたのか。会社を辞めようかと思っている。かみさんも『あなた辞めていいわよ』と言ってくれた。だけどやはり生活のために、怖いけれども来ちゃった」と。そういう人たちが10人です。

そういう人たちに対して、実際にご指導申し上げて行って、現場で導入したのが、特別応接室というところに導入したのが、VTRのカメラです。最初は経費が高くかかるけれどということで、相手を刺激しないように、どこにカメラがあるかわからないような装置を付けようという話だったので、止めましょうと。秋葉原で売っているフェイクでいいから、線がつながってなくてもいいから、あたかも大きなテレビカメラがここにあるというようなものを付けましょ

うとご指導をして、実際にはちゃんと見えるVTRカメラを付けたわけです。

そういうものを付けて記録を取ってみますと、日々やってくる連中は、やはりカメラがあることを意識して、カメラに目を向けてはしゃべらないのです。100人が100人とも下を向いてぼそぼそしゃべっている。ほら、言ったとおりだということを目瞭然で社員にはわかっていただきました。ただし100人の中の2人だけが、変わっていました。1人は帰りがけに「あれはよくないね」と言って帰って行ったのが1人。もう1人は、帰りがけにそのテレビカメラに向かって、こうやって「指で作ったVサインをレンズに近づけて」帰って行った。やはり変な人たちがいるわけです。(笑)

そういうご指導をしていった途端に、「深澤さん、わかったよ。今日は不当要求の輩に5分で帰ってもらったよ」「自然と『ノー』、『お断りです』と言ったら通じるのですね」。いかに180度、考え方や彼らに対する恐怖心を払拭して、考え方を変えてあげることが大事かと思ったわけです。180度取り扱いを変える。頭にある恐怖感を変えてあげることです。そうしたら、こんなに面白い仕事はないという

ことで競い合って、どんどん喜んで暴力団排除、総会屋排除の仕事の成績が上がっていったというのが、某山一証券での体験談です。

ぜひ頭の中に抱いた恐怖感、市民の恐怖感、そういうイメージをどうやったら払拭できるか、どうやったら排除できるかということ、皆さん方の恥ずかしい失敗談も含めて、「俺もこうなんだよ」「でもこうなったら、こうだったんだよ」というところから解きほぐして、ご指導いただけたら、より身近なセンターに、警察になれるのかなと思って、灯台から市民の懐中電灯になるようにと、話させていたっていました。

10番目、皆さん方が介入の、あるいは弁護士の介入の解決後どうしたらいいのか。解決後の不安の払拭も非常に大事なポイントなのです。

解決後2日たって、「どう？大丈夫？」。1週間たって「どう？大丈夫？」。こういうフォローの電話、それをして頂くだけでも違うと思います。ぜひそういうケアということで、賛助会員を増やすための、ファンを作るための大事な方法ですので、実施していただくとよいかと思えます。

10の①いつも言っていることを①から⑤まで書きました。脅かされた時は怖いと相手に悟

られたら、もっと怖い目に遭うのではないかと思っているのは市民です。それは間違いですよと教えてあげてください。

いつも申し上げています。怖い時は3倍、5倍のオーバーアクションで、そういうエネルギーを込めて「怖い」と大きく相手にアピールしましょうということをいつも申し上げています。そうすると相手方は「おい、何を勘違いしてんだ。脅してなんかいねえだろ」と言って、一生懸命弁解を始めますから楽しめますという話です。それで市民はエネルギーを貰い、相手の奴らは悪さを止める傾向にあるのですから。

また②、不当要求電話対応。不当要求に対しては、相手の要求内容と相手方の特定、この2要件にかなわなければ「ノー」と言ってどんどん電話は切っちゃえ。こういう話を実践方法として積極的に指導して頂きたいのです。電話を切ると、ガン～抗議の電話がかかります。「〇〇会社ともあろうものがそういう電話対応でいいのか?!」と。それに対しては「いいんです！」と言って電話を切っちゃえと、教えてあげて下さい。それでも何も失礼なんかじゃねえぞということも教えてあげていただきたい。

③電話会話録音。電話で相手と会話に通じていたら、相手に



黙って録音して全然問題ないことを教えてあげてください。相手方が無断で電話での会話を録音しても問題はないと。またそれにきつい文言が入ったら、ぜひ警察署に持って来い、センターに持って来いと。こういうことを教えて、積極的にそうやって証拠や記録の残し方も「不法じゃないよ。最高裁の判例もあるからね」と言って安心させてあげることが大事だと思います。

④態度の急変です。びびって怖い思いをして相手と対峙していた市民が、センターの相談を受けた途端に「お断りです」。はっきり「ノー」と言って従前までの弱い態度をハードに変えていくと、6割方、ろくでもない連中は「あ、やばい。何か企んでるな、この市民は」ということで、不当要求の輩が見事に引いていくという効果が上がるということを申し上げています。

そういう時に使える有効な実際の例を1つ持ってきました。「有効な機関、然るべき機関に相談」という言い方です。また、「相談済みです」「指導を受けています」という言葉。これは実際、ある企業でよく使っている例です。

先日の当社の社員に対してあるサービスの利用条件に関する説明がなかったことを理由として、脅迫的言辞を弄して、うん十万円の不当要求を行う人に対

して「本件については然るべき機関に相談の上、回答します。ちなみに然るべき機関がどこであるかもお答えできませんし、本件について私以外の機関からあなたに連絡があるのかどうかという質問にも答えられません」というような、まっとうな対応に切り替えたところ、「おいおい、然るべき機関ってどこ？」「俺もつい気分が高揚して汚い言葉を使っちゃった。ただし勘違いするなよ。俺はうん十万円払えなんて言ってるわけじゃねえからな。単なる事実の告知に過ぎないんだ。わかってくれよ。ほら、請求書も出してねえだろ」。回答はひとまず「もういいから」ということで終わったということです。(笑)

これは非常に流行っている言葉です。「然るべき機関に相談します」と言わせること。あるいは、もっと怖かったら「然るべき機関に相談しました」と相手方に向かって言わせること。それまで、脅かされた分の2倍3倍返し。これは非常に効果がありますので、こういう言葉を一回使ったら10円いただくとか(笑)、賛助会員に登録していただくとか、そういうことだと思います。

⑤いつも申し上げていることですが、「警察やセンターに気軽に相談申告済みです」と相手方に対して言えよと。こういう積

極的なご指導もぜひしていただくことこれも有効な排撃方法の業なのです。

また11ですが、時間がなくなってきました。これもいつも申し上げています。これは某ヤマト運輸のポスターです。イメージですが、暴追センターの講演でもご案内させていただいていますが、アルバイト店員さんの目の前の人暴力団の関係者だと仮定してみてください。向かいの組事務所から、宅配して欲しいと荷物を持ってきた。そういう時にアルバイトの店員はやはり断りにくいものです。そういう時におもむろにこういうポスターを出して、「私は（怖いので）あなたの荷物を扱いたいのですが、某ヤマト運輸の会社が『扱わない』と決めたことなのです。この会社自体も警察の指導でお断りなのです。警察も、排除条例の施行に伴ってお断りしているのです」といって、他人のせいにできるのです。（笑）

他人のせいにできるというのは非常に悪い言葉ですが、気軽にこのポスターのせいにする、会社のせいにする、法令のせいにする。こういうことに有効に使えるようなこのポスターのように、たとえば相手方に示すだけで万人が万人とも簡単にできる暴排グッズがあるし、考案できるはずです。これをぜひ「暴

追センターの指導により」というような言葉を使っていただいて、「結構ですよ」といって寄付や賛助会員を増やしていく1つの手段にしていただけたらと思って、お持ちした次第です。

ぜひ14番目の「勸進帳」ということで、東京都暴追センターの原代表ともお話をさせていただいています。ぜひ歌舞伎の「勸進帳」の武蔵坊弁慶をご覧いただきたいと思えます。今度、某市川海老蔵がまた演じるそうですから、ぜひ見ていただきたいのです。父上の団十郎丈をなくしましたが、いい家族に囲まれて非常にまじめに一生懸命精進して努めておりますので、ぜひご愛顧・応援のほど、よろしくお願いしますと、コマーシャルをまた入れてしまいました。

「餅は餅屋」で「武蔵坊弁慶」 「勸進帳」をスカイツリーになぞらえて、「ムサシ」の国にあって、634メートルの高さで、「六三四暴弁警」。「暴」は暴追センターの「暴」、「弁」は弁護士「弁」、「警」は警察の「警」。これをお忘れなくというアナウンスをぜひ市民にしていっていただいて、ぜひ歌舞伎座の観劇をお願いしたいというお願いです。

そして16番目、いつも申し上げているところです。「汗水の成果を取られてたまるか、こんな奴らに！」。そういうところを、

ぜひ市民お一人お一人に注入していただきたいです。

ただし、人対人。相手も同じ赤い血が流れている人間ですから、恨みを買うような過激な行為は無用です。「勝った、勝った」。勝負ではないのだから、というところもひとつ肝心の注意点として市民にぜひ、勝ちほこって恨みを買うのはもったいないこと、余計な悪感情を抱かれないようにと、啓蒙していただけたらありがたいと思います。

お役に立ったかどうかわかりませんが、まったく雑駁なお話で失礼いたしました。暴力団をゼロにするために鋭意ますますのご活躍とご協力を祈念致しまして、終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。  
(拍手)